

4 章 参考資料



1. 策定資料

1.1 諮問書

企 政 第 49 号
平成26年12月 3日

志摩市総合計画審議会
会 長 岩 崎 恭 彦 様

志摩市長 大 口 秀 和

第2次志摩市総合計画基本構想及び前期基本計画について（諮問）

第2次志摩市総合計画基本構想及び前期基本計画を策定するにあたり、志摩市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

1.2 答申書

平成28年 1月29日

志摩市長 大 口 秀 和 様

志摩市総合計画審議会
会長 岩 崎 恭 彦

第2次志摩市総合計画基本構想及び前期基本計画について（答申書）

平成26年12月3日に諮問いただきました第2次志摩市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し、別紙のとおり意見を申し述べます。

第2次志摩市総合計画基本構想及び基本計画策定に関する意見書

1. 第2次志摩市総合計画基本構想について

- どこの自治体でも通用するような一般論ではなく、志摩市らしい特徴のある内容とされたい。
- 志摩市の目指す将来像にむけて、志摩市の良いところ、悪いところなどをどのように伸ばすのか、またどのように改善していくのかなど、わかりやすいようにストーリーとして組み立てた計画とされたい。
- 志摩市が直面する重点的な課題を設定し、取り組みの優先順位や重点を明確にした計画とされたい。

2. 志摩市の強みや、特徴の捉え方について

- 志摩市は多様性のまちであり、その強みを生かした内容とされたい。また、その強みを次世代へ引き継ぐことにも留意されたい。
- 志摩市には質の高い文化や歴史があり、「文化的視点」を入れた内容とされたい。
- 「新しい里海創生によるまちづくり」は海だけでなく山も含んだ考え方であり、市民が「海」のイメージのみを強く持ってしまうないように、記載内容については、「海」だけに偏らない表現とする工夫をされたい。

3. まちづくりの方向性

- 新たな居住者を増やす観点に加えて、志摩市は有数の観光地でもあることから、来訪者と住民双方が満足できるまちづくりを目指されたい。
- 若い世代が都会にあこがれるのは、「志摩の良さ」を理解していないことが大きい。まずは志摩市に住んでいる市民が「志摩の良さ」や「志摩の楽しさ」を再認識することが重要であり、郷土への愛着を深めることができるような施策を展開されたい。また、その「志摩の良さ」を外部に発信することにも留意されたい。
- 若い世代のなかには、志摩が好きで住み続けたいが、雇用が無いので帰りたくても帰れないという人も多く、雇用環境の整備が急務であり、雇用促進施策の充実を図られたい。
- 自分の子どもや孫が住みたいと思えるまちづくりを目指し、産業や文化など、あらゆるものを次世代へ継承していけるような内容とされたい。
- 高齢化社会のなかで、特に産業分野については後継者不足などが問題となっている。問題は生産年齢人口の減少であるため、志摩独自の働き方として、例えば70歳まで働いて所得が得られるようにするなど、高齢者の力を生かしたまちづくりを進められたい。
- 産業施策については、地元で産品を生産して消費することによって地域の生産者にお金がまわる仕組みづくりについて検討されたい。
- 志摩市の主要産業には観光産業があり、それと関わって1次産業や2次産業が発展している現状があるなかで、観光産業に携わっている方だけでなく市民一人ひとりの観光に対する「おもてなしの心」の醸成が観光振興の視点として必要であり、志摩市全体が協働した観光振興を図られたい。
- 志摩市は旧町単位やさらに小さな地域で、地域独自の文化や産業が発展してきており、地域独自の文化や産業を尊重したうえで、地域ごとの活性化施策を図られたい。また、そのような小さな拠点を維持するための公共交通の維持・継続に努められたい。
- 雄大な自然と向き合い、自然と共に生きてきた志摩市にとって、暮らしの中での様々な自然との触れ合いは、他の地域ではできない貴重な経験である。この点を観光資源として活用した観光振興施策を図られたい。

1.3 志摩市総合計画審議会条例

平成 16 年 12 月 27 日

条例第 226 号

（設置）

第 1 条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な事項を調査審議するため、志摩市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1） 公共的団体等の役職員

（2） 識見を有する者

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、委嘱のあった日から総合計画決定の日までとする。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第 6 条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、市の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 33 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

1.4 策定体制

1.4.1 志摩市総合計画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

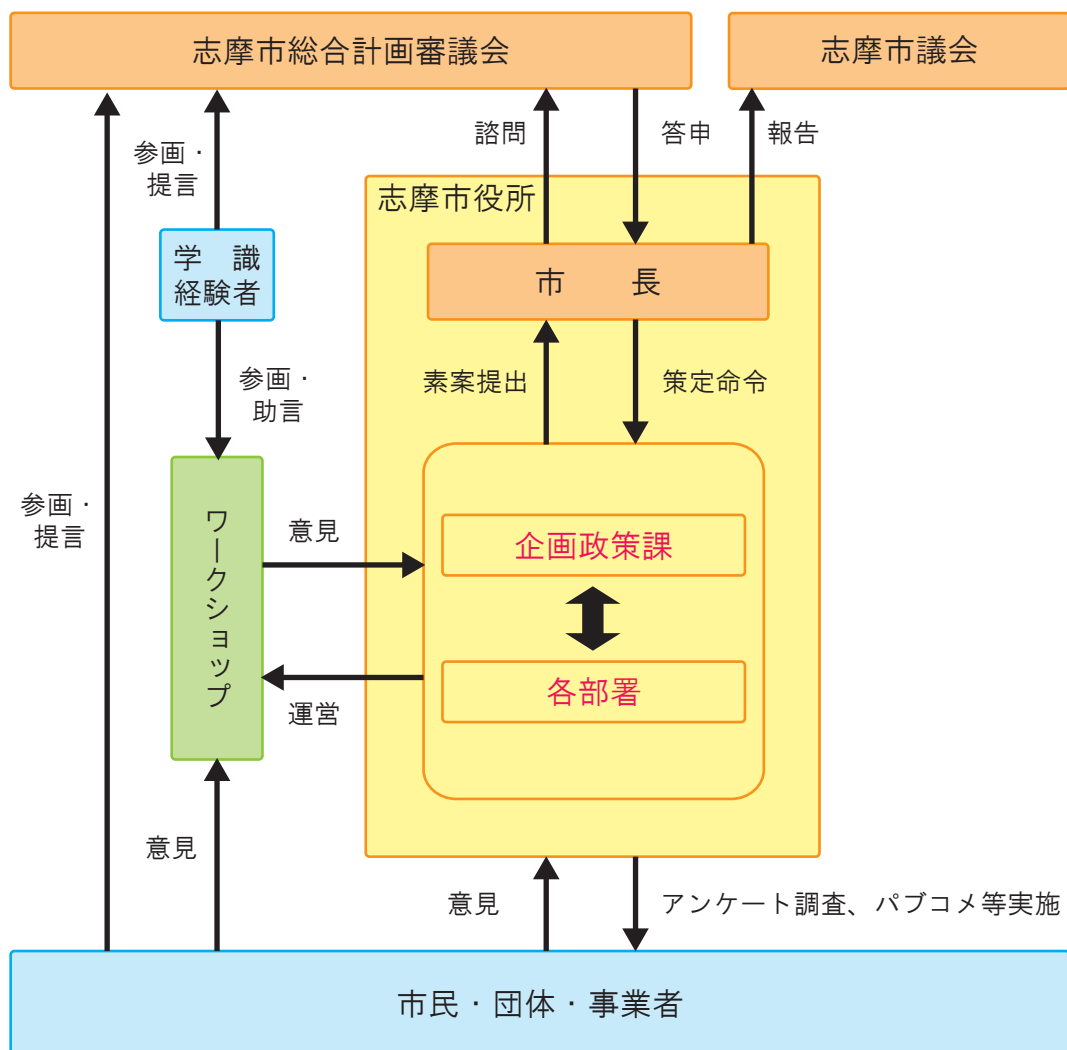
	所 属	氏 名	備 考
会長	三重大学	岩 崎 恭 彦	
副会長	立命館大学	岡 井 有 佳	
委員	志摩市自治会連合会	山 崎 勝 也	
	志摩市教育委員会	人 見 千 晴	
	志摩市小中学校長会	山 本 衣美子	
	志摩市PTA連合会	宝 門 豊	
	志摩市商工会	坂 下 啓 登	
	志摩市観光協会	西 尾 新	
	三重外湾漁業協同組合	井 上 作 廣	
	鳥羽磯部漁業協同組合	北 村 亨	
	三重県真珠養殖連絡協議会	山 際 定	
	志摩市女性の会連合会	上 村 八千代 北 井 美智子	H26. 12. 3 ~ H27. 3. 31 H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31
	志摩市消防団	山 下 三 男	
	志摩市社会福祉協議会	高 橋 廣 成	
	鳥羽志摩農業協同組合	濱 村 治 幸	
	志摩市老人クラブ連合会	柳 生 洋 子	
	公募委員	竹 内 千 鶴	

1.4.2 志摩市総合計画ワークショップ委員名簿

(順不同、敬称略)

分野	所属	氏名
環境 地域経済	コーディネーター（立命館大学）	服部 利幸
	志摩市廃棄物減量等推進審議会	畑 順子
	三重外湾漁業協同組合	安田 康治
	志摩市観光協会	矢田 耕一
	志摩市商工会	井上 恵子
	志摩青年会議所	堀江 しおん
	中部地方環境事務所	雨宮 俊
	伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会	伊藤 芳正
健康福祉 教育文化	コーディネーター（三重大学）	西出 りつ子
	志摩市人権啓発推進ネットワーク協議会	内田 孝士
	志摩市社会福祉協議会	寺本 裕美
	志摩市地域福祉推進審議会	岡 宗真一郎
	志摩市民生委員児童委員協議会連合会	松井 久栄
	志摩市体育協会	太田 和正
	志摩市文化協会	西根 吉喜
	志摩市小中学校教頭会	坂下 吏
生活安全 まちづくり	コーディネーター（三重大学）	川口 淳
	志摩市女性の会連合会	栗原 吉美
	志摩市消防団	宮本 道則
	みえ防災コーディネーター志摩の会	堀口 澄子
	志摩市国際交流協会	田中 真喜
	志摩市自治会連合会	中村 和三
	国府地区町づくり協議会	北井 富一
	公募	山川 楠人

1.4.3 策定体制



1.5 策定経過

会議等	開催日	主な議題
市民アンケート調査	平成 26 年 9 月 19 日～平成 26 年 10 月 10 日	
団体アンケート調査	平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 10 月 31 日	
職員アンケート調査	平成 26 年 10 月 7 日～平成 26 年 10 月 17 日	
第 1 回 環境・地域経済分野 WS	平成 26 年 11 月 26 日	テーマに関する志摩市の現状を理解し問題点を共有する
第 1 回 安心安全・まちづくり分野 WS	平成 26 年 12 月 2 日	テーマに関する志摩市の現状を理解し問題点を共有する
第 1 回 健康福祉・教育文化 WS	平成 26 年 12 月 2 日	テーマに関する志摩市の現状を理解し問題点を共有する
第 1 回 志摩市総合計画審議会	平成 26 年 12 月 3 日	(1) 会長・副会長の選出について (2) 策定にかかるこれまでの状況について (3) 総合計画策定方針と今後のスケジュールについて (4) 市の取り組みと課題 (5) その他
第 2 回 環境・地域経済分野 WS	平成 26 年 12 月 10 日	まちづくりの課題は何か？
第 2 回 健康福祉・教育文化第 WS	平成 26 年 12 月 18 日	まちづくりの課題は何か？
第 2 回 安心安全・まちづくり分野 WS	平成 27 年 1 月 19 日	まちづくりの課題は何か？
第 3 回 環境・地域経済分野第 WS	平成 27 年 1 月 21 日	まちづくりの取り組みの方向
第 3 回 健康福祉・教育文化 WS	平成 27 年 1 月 21 日	まちづくりの取り組みの方向
第 3 回 安心安全・まちづくり分野 WS	平成 27 年 2 月 9 日	まちづくりの取り組みの方向
第 4 回 環境・地域経済分野 WS	平成 27 年 2 月 17 日	意見のとりまとめ
第 4 回 健康福祉・教育文化 WS	平成 27 年 2 月 17 日	意見のとりまとめ
第 2 回 志摩市総合計画審議会	平成 27 年 2 月 18 日	(1) 第 1 回審議会まとめの確認 (2) 策定状況 (3) 志摩市の現状特性について (4) 志摩市のまちづくりの課題について (5) その他
第 4 回 安心安全・まちづくり分野 WS	平成 27 年 3 月 4 日	意見のとりまとめ
第 3 回 志摩市総合計画審議会	平成 27 年 5 月 29 日	(1) 第 2 回審議会まとめの確認 (2) 第 2 次志摩市総合計画基本構想（案）について (3) 現行計画の進捗・達成状況について (4) 資料について (5) その他
庁内ヒアリング（基本計画案）	平成 27 年 7 月 13 日～平成 27 年 7 月 15 日	
第 4 回 志摩市総合計画審議会	平成 27 年 8 月 26 日	(1) 第 3 回審議会まとめの確認 (2) 第 2 次志摩市総合計画基本構想（案）について (3) その他
第 5 回 志摩市総合計画審議会	平成 27 年 12 月 2 日	(1) 第 4 回審議会まとめの確認 (2) 第 2 次志摩市総合計画（案）について (3) その他
パブリックコメント	平成 27 年 12 月 24 日～平成 28 年 1 月 22 日	

2. 基礎資料

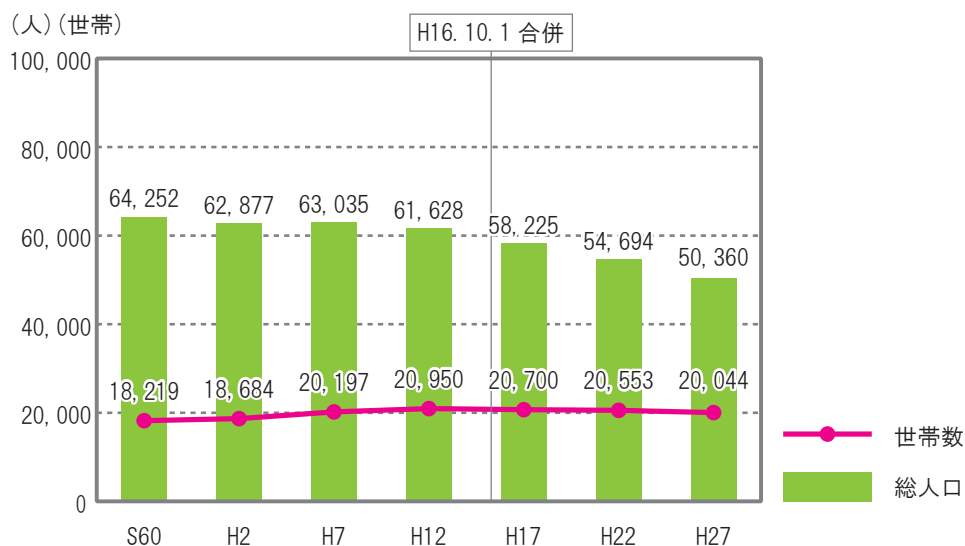
2.1 志摩市のまちづくり施策の動向

平成 16 年 10 月	●志摩市誕生（浜島町・大王町・志摩町・阿児町・磯部町の旧志摩郡 5 町）
平成 17 年 2 月	●合併記念式典
4 月	●磯部生涯学習センター完成
6 月	●志摩自然学校開校
10 月	●国道 260 号志摩バイパス志摩大橋開通
平成 18 年 3 月	●御座小学校新校舎開校 ●総合計画【前期基本計画】策定
9 月	●海女小屋体験施設オープン
11 月	●全米女子プロゴルフ協会公式戦「ミズノクラシック伊勢志摩」初開催 ●「志摩びとの会」設立
平成 19 年 6 月	●し尿処理施設「鳥羽志勢クリーンセンター」完成
10 月	●志摩市誕生 3 周年記念「志摩市民運動会」開催
平成 20 年 2 月	●「あおりふぐ」三重ブランド認定
4 月	●市民病院・前島診療所開設 ●市介護老人施設「志摩の里」開設
8 月	●まちづくり基本条例施行 ●市役所新庁舎完成
10 月	●羽根直樹棋士名誉市民登録
平成 21 年 6 月	●国道 260 号線志摩バイパス全線開通
7 月	●国立大学法人三重大学と志摩市の相互友好協力協定調印
11 月	●健康日本 21 推進志摩大会開催
平成 22 年 3 月	●県道浜島阿児線浜島バイパス開通
4 月	●浜島小学校新校舎開校
10 月	●世界一長い真珠ネックレス ギネス認定
平成 23 年 3 月	●総合計画【後期基本計画】策定（※「新しい里海創生によるまちづくり」を重点施策として位置づけ）
4 月	●絵かきの町・大王美術ギャラリーオープン
6 月	●岐阜県郡上市と友好都市提携協定調印
平成 24 年 4 月	●波切小学校新校舎開校 ●浜島幼保園・志摩幼保園開園 ●浜島診療所新築移転
7 月	●歴史民俗資料館オープン
9 月	●ロンドンオリンピック女子バレーボール銅メダルリスト山口舞選手へ志摩市スポーツ文化栄誉賞を授与
平成 25 年 4 月	●社会人サッカークラブ「FC. ISE-SHIMA」設立 ●大王中学校開校
8 月	●学校法人立命館および国立大学法人三重大学との連携協力に関する協定調印 ●「新しい里海のまち」宣言
9 月	●PNLG フォーラム 2013 開催
平成 26 年 4 月	●志摩市学校給食センター完成 ●ごみ処理施設「やまだエコセンター」完成 ●斎場「悠久苑」完成 ●志摩中学校開校
9 月	●愛知県日進市と友好自治体提携調印
10 月	●志摩市誕生 10 周年記念式典開催 ●市の「花・木・鳥・魚」発表 ●市のシンボルマーク発表
平成 27 年 6 月	●伊勢志摩サミット開催決定
7 月	●海洋立国推進功労者表彰（内閣総理大臣賞）を受賞
平成 28 年 3 月	●第 2 次総合計画【前期基本計画】策定

2.2 人口等推移

2.2.1 人口・世帯数の推移

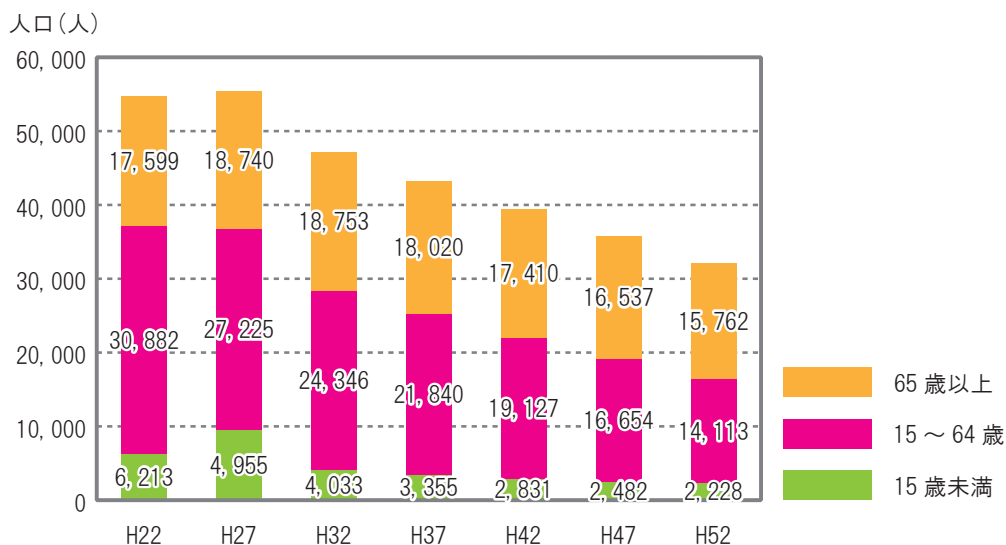
○人口は減少の一途をたどっており、現在では約 50,000 人となっています。
 ○世帯数はわずかながら増加傾向にあり、世帯規模の縮小が見て取れます。
 ○推計によると、平成 52 年には約 32,000 人にまで減少するとの試算が出されています。



〔出典：国勢調査（総務省統計局）〕

※ H27 のみ速報値

図 人口・世帯数の推移



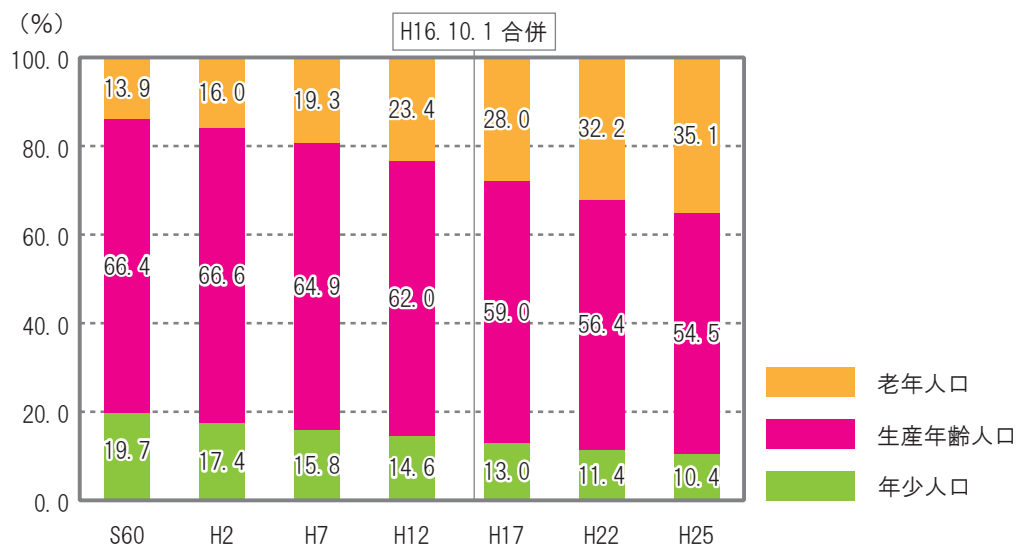
〔出典：国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）〕

図 志摩市の将来推計人口

※基礎資料における合併以前の数値は、各町合算の数値です。

2.2.2 年齢別人口

○少子高齢化の進行を受けて、年少人口および生産年齢人口の減少、高齢人口の増加が見られます。

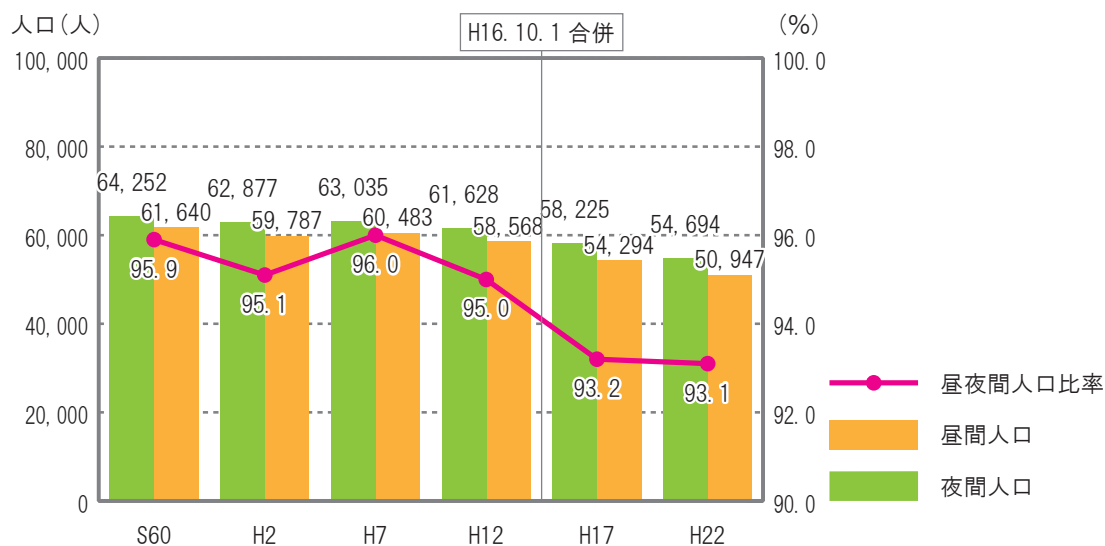


〔出典：三重県統計書〕

図 年齢別人口の推移

2.2.3 昼夜間人口比率

○中夜間人口比率(昼間人口 / 夜間人口)は下降傾向にあり、職住の分離が進んでいると言えます。

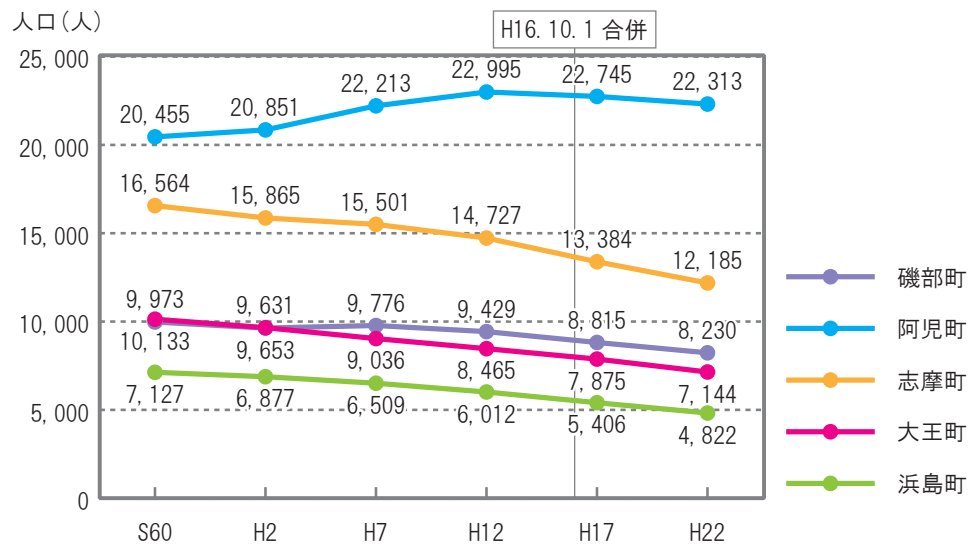


〔出典：三重県統計書〕

図 昼間人口比率

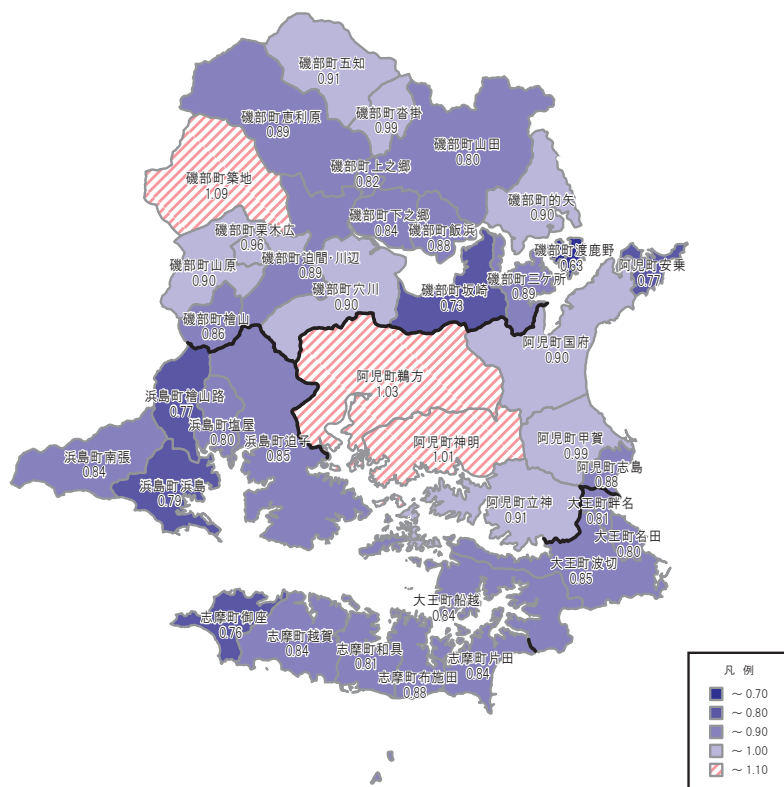
2.2.4 地域別人口

○阿児町を除く各地域で、一貫した人口の減少が続いています。
○阿児町においても、平成 12 年以降は人口減少に転じています。



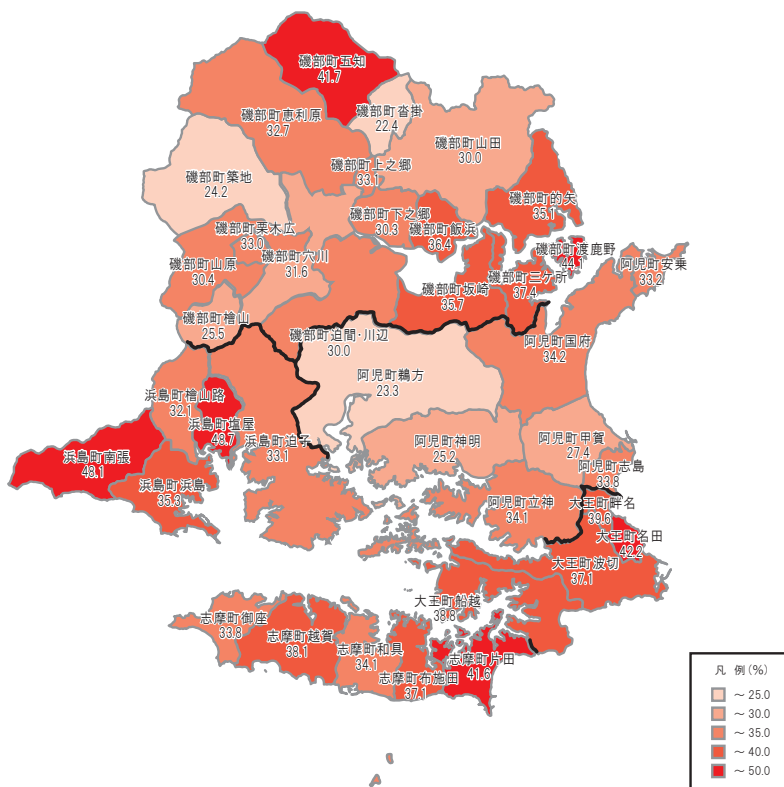
〔出典：国勢調査（総務省統計局）〕

図 地域別人口の推移



〔出典：国勢調査（総務省統計局）〕

図 町丁別人口の伸び (H22/H12)

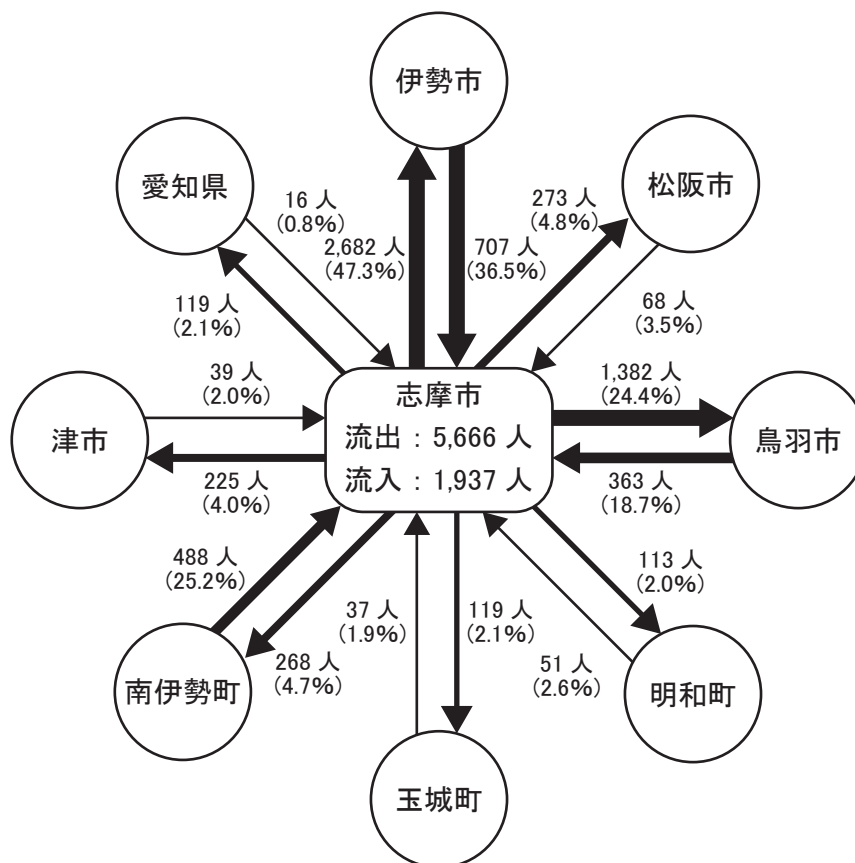


〔出典：国勢調査（総務省統計局）〕

図 町丁別高齢化率 (H22)

2.2.5 就業・就学に係る流出入人口（H22）

○流出人口が流入人口の約 3 倍となっており、大きく流出過多となっています。
○流出・流入ともに、伊勢市・鳥羽市・南伊勢町間との流動が多くなっています。

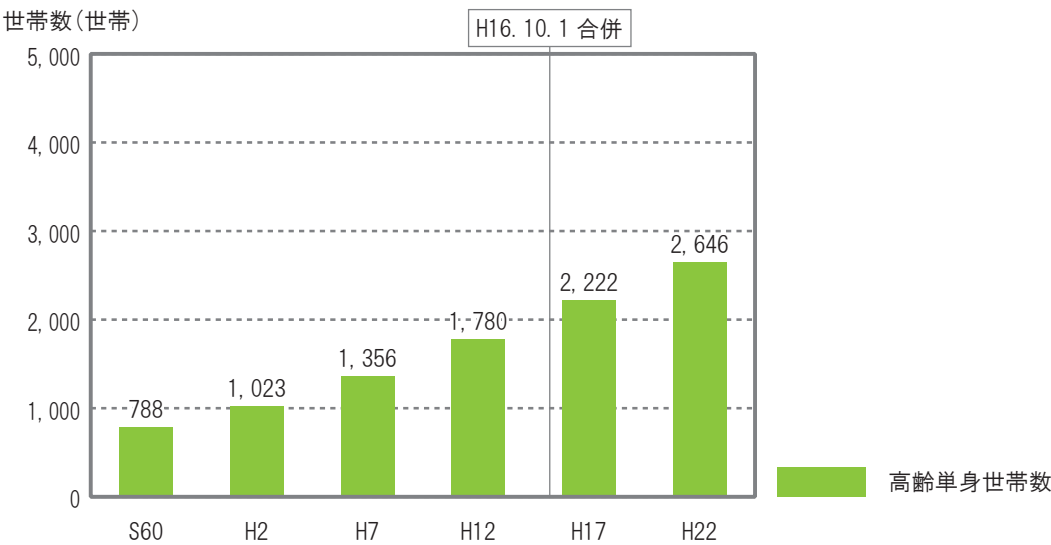


〔出典：国勢調査（総務省統計局）〕

図 就業・就学に係る流出入人口（H22）

2.2.6 高齢単身世帯数

○高齢単身世帯は増加の一途を辿り、平成 22 年時点で 2,646 世帯となっています。

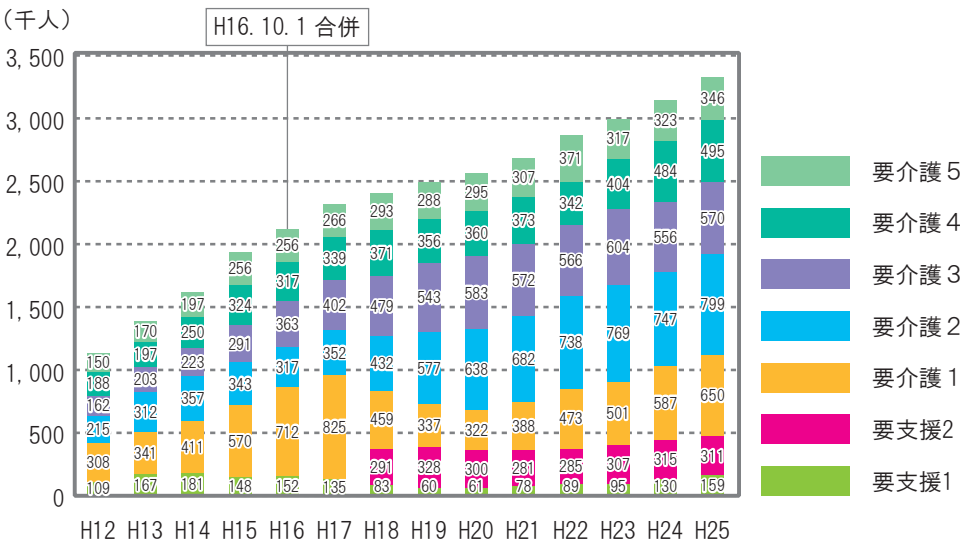


〔出典：三重県統計書〕

図 高齢単身世帯数の推移

2.2.7 要介護者認定数

○認定数は増加の一途を辿り、特に要介護 1 以上の割合が増加しています。



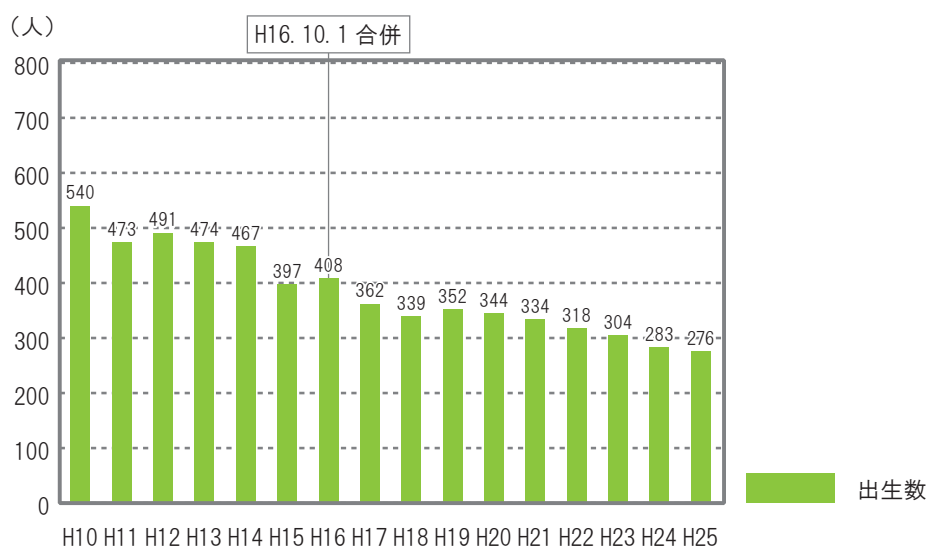
状態区分	心身の状態
要支援 1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態
要支援 2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 ※適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については、要支援 2 と認定
要介護 1	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態
要介護 2	軽度の介護を必要とする状態
要介護 3	中等度の介護を必要とする状態
要介護 4	重度の介護を必要とする状態
要介護 5	最重度の介護を必要とする状態

〔出典：三重県介護保険事業状況報告、公益財団法人 生命保険文化センター〕

図 要介護者認定数の推移

2.2.8 出生数

○出生数は減少傾向にあり、平成10年と比較して約半数にまで落ち込んでいます。

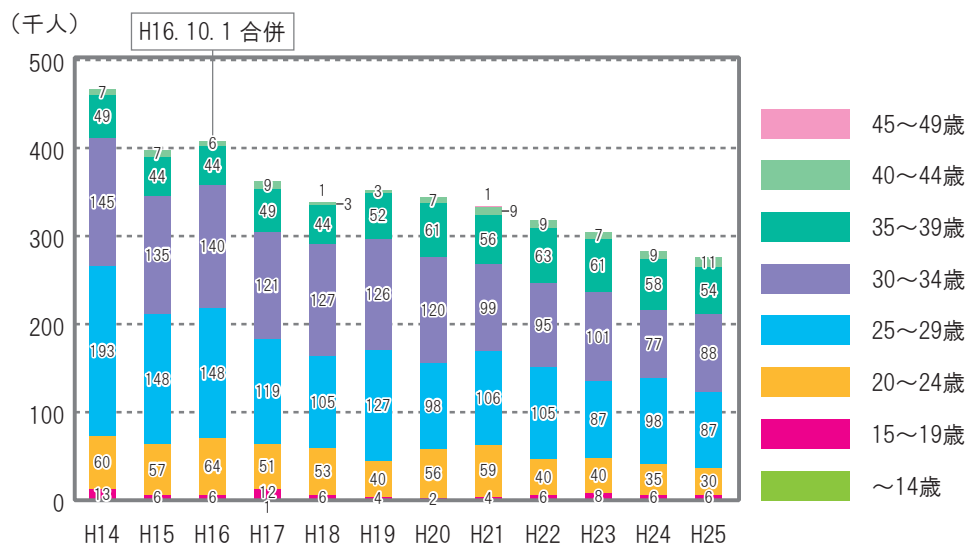


〔出典：三重県衛生統計年報〕

図 出生数の推移

2.2.9 出産年齢

○総数の減少とともに、出産年齢の高齢化傾向が見て取れます。



〔出典：三重県衛生統計年報〕

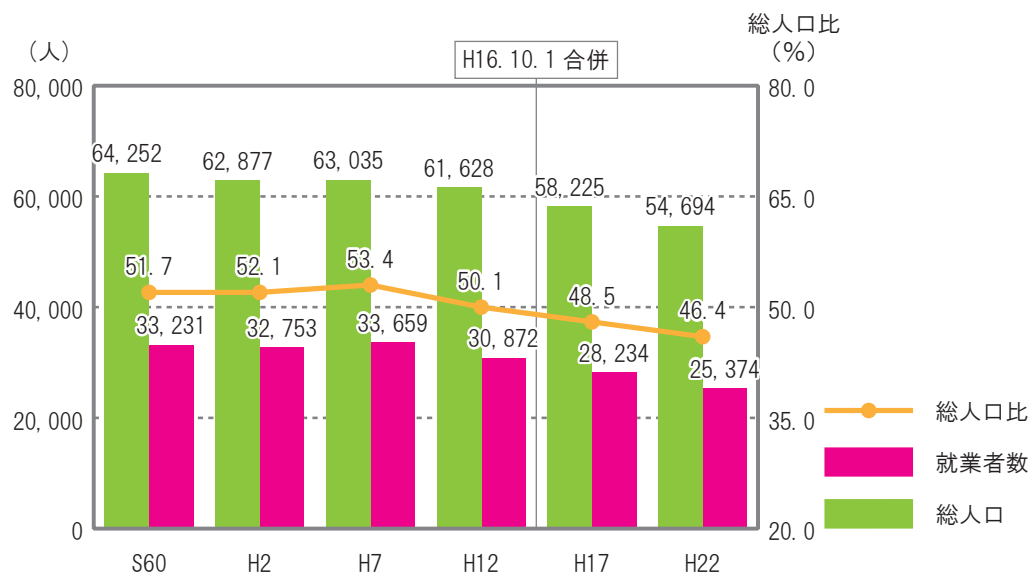
図 出産年齢内訳の推移

2.3 産業状況

2.3.1 就業人口

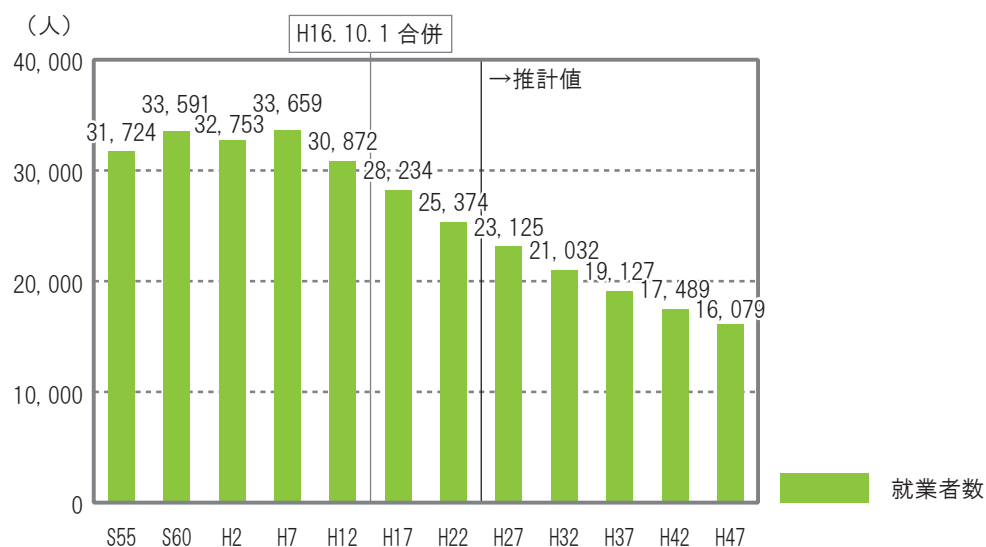
○総人口の減少にともない、就業者数も減少が見られます。また、総人口に占める就業者数の割合は、平成7年以降大きく減少傾向にあります。

○平成22年実績と比較して、平成47年には就業人口が約3/5にまで減少する可能性があります。



〔出典：三重県統計書〕

図 就業人口と総人口比

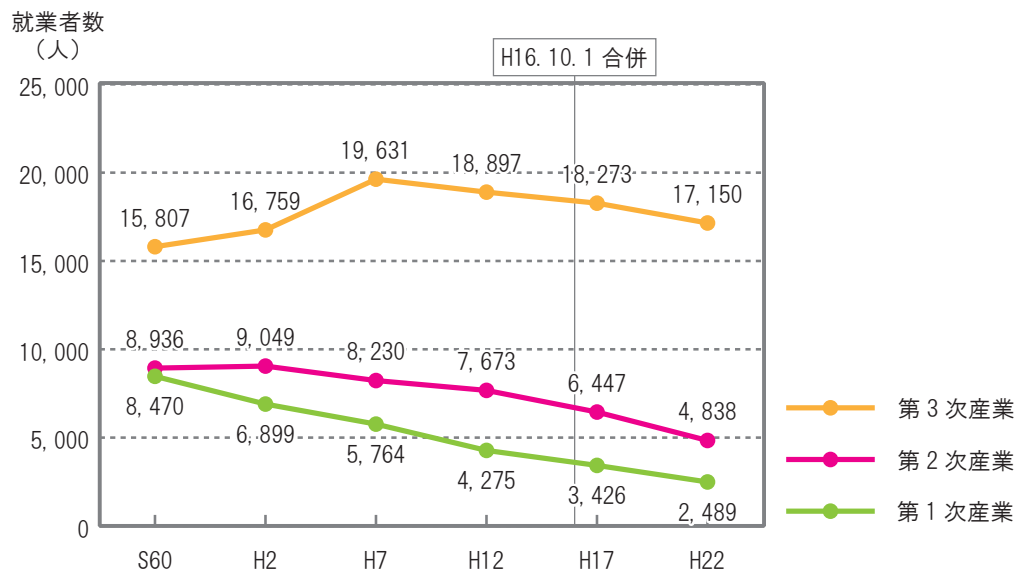


〔出典：国立社会保障・人口問題研究所公表値に基づき推計〕

図 就業人口の推計

2.3.2 産業別就業者数

○第1次産業および第2次産業において大きく減少が見られます。第3次産業においては、いったんの増加が見られるが、平成7年以降は減少に転じ、今日まで続いています。



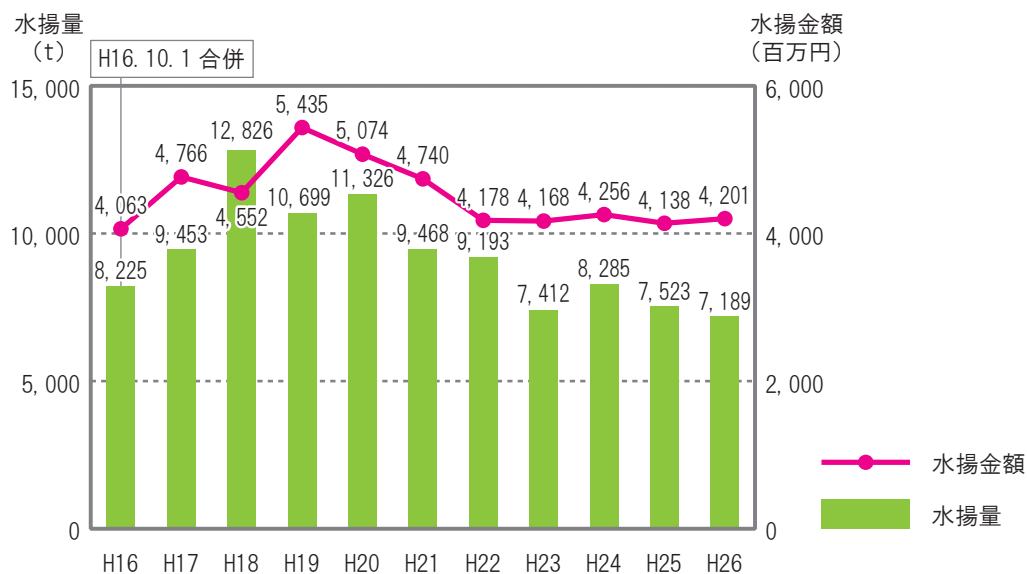
〔出典：国勢調査（総務省統計局）〕

図 産業別就業者数の推移

2.3.3 水産業

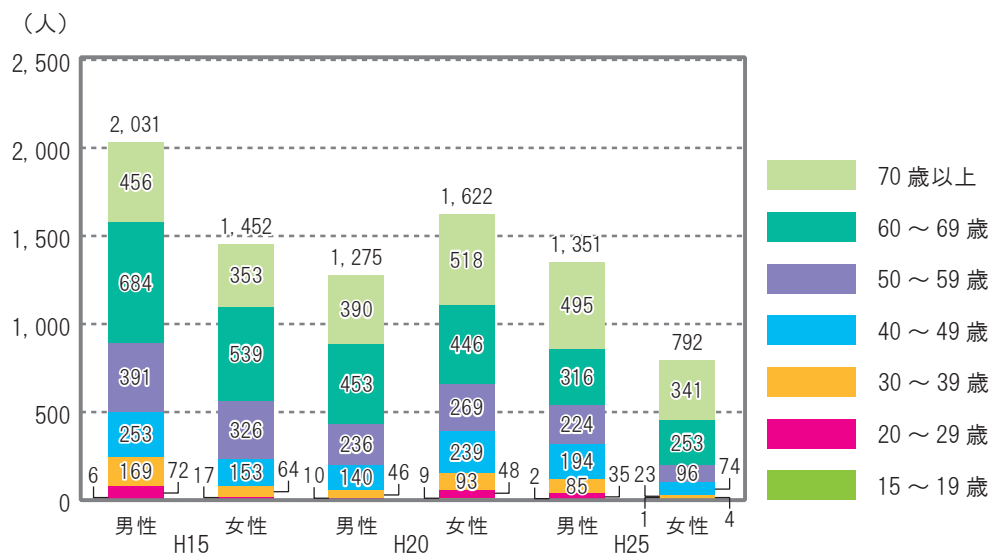
○水揚量は減少傾向にあり、水揚金額は横ばいです。

○漁業就業者数は男女ともに60歳以上の占める割合が多く、またこの10年間で総数は約4割減少しています。



〔出典：漁協水揚げ資料〕

図 志摩市管内水揚げグラフ

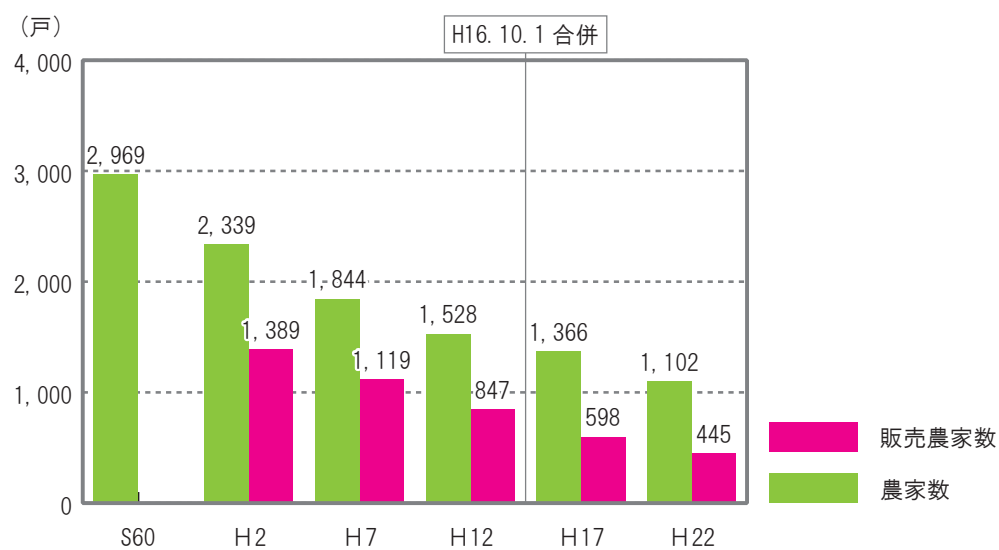


〔出典：漁業センサス（農林水産省）〕

図 男女別年齢階層別漁業就業者数

2.3.4 農業

○農家数・販売農家数ともに大きく減少しています。

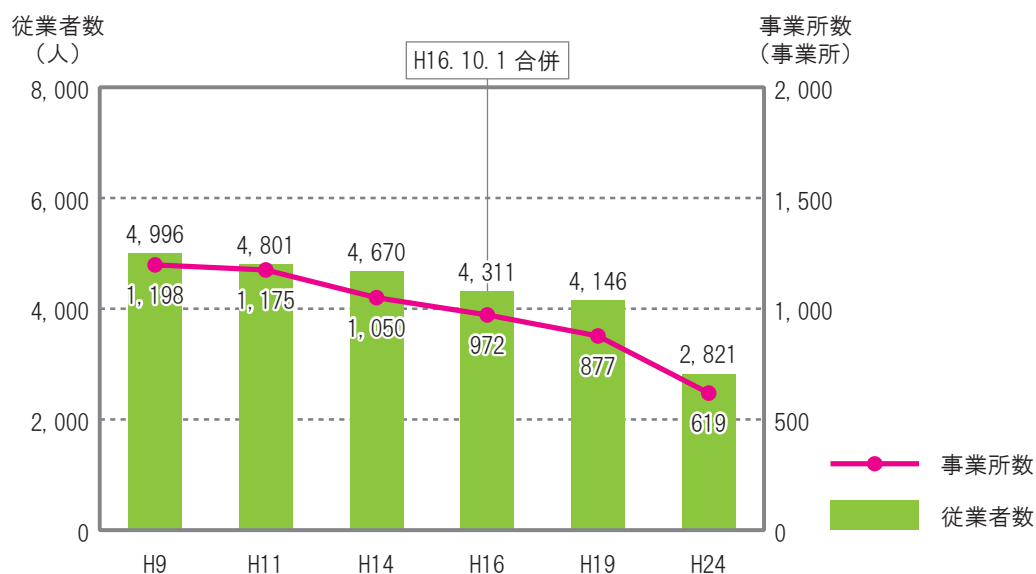


〔出典：三重県統計書〕

図 農家数と販売農家数

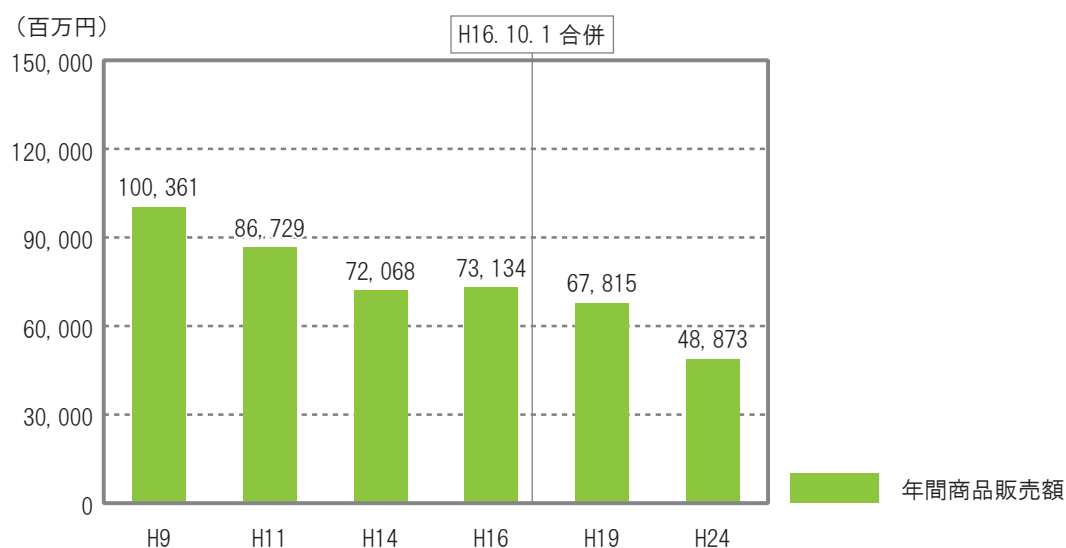
2.3.5 商業

- 商業従業者数・事業所数ともに減少傾向にあります。特に平成 19 年～平成 24 年の期間の減少幅がやや大きくなっています。
- 平成 20 年に起こったリーマン・ショックに端を発する金融危機も大きく影響していると考えられます。
- 年間商品販売額についても、大きく減少傾向にあります。事業所数などと同様に、平成 19 年～平成 24 年の減少幅が大きくなっています。



〔出典：三重県統計書〕

図 事業所数と従業者数



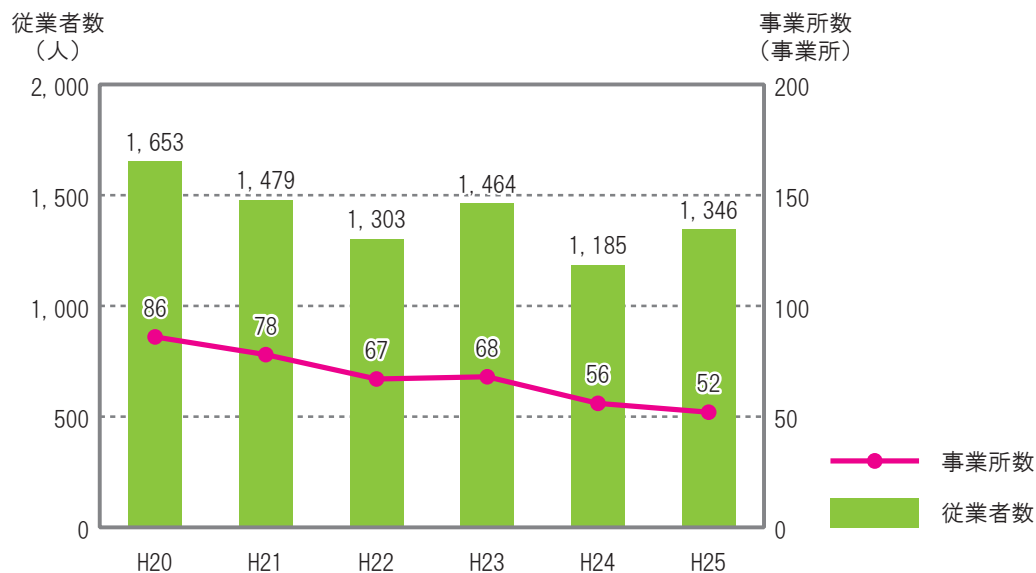
〔出典：三重県統計書〕

図 年間販売額

2.3.6 工業

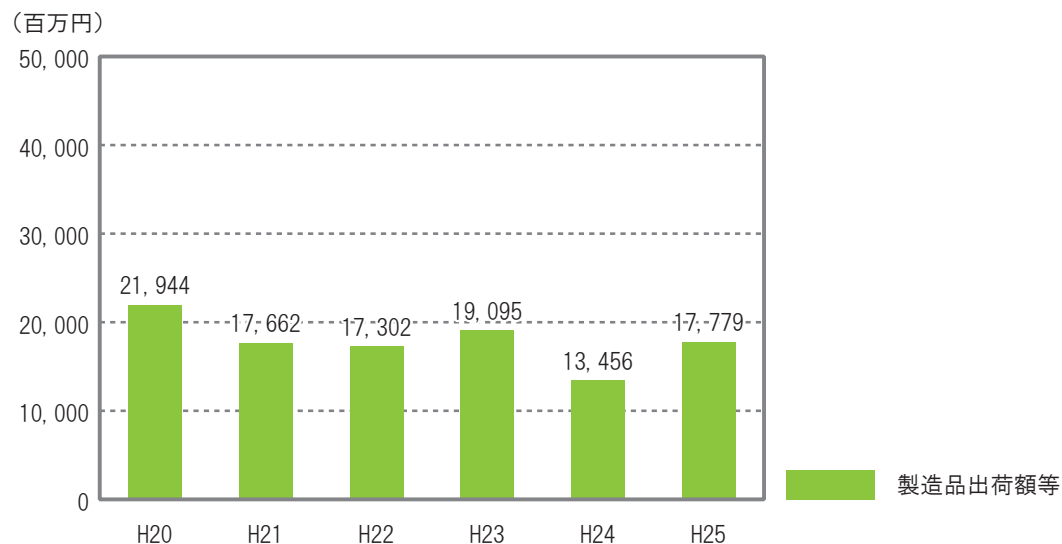
○従業者数・事業所数ともに、平成 23 年にいったん増加に転じたものの、翌年には大きく減少となっています。従業者数は、平成 25 年に再び増加となっています。

○製造品出荷額などにおいても同様に、平成 23 年にいったん増加に転じたものの、翌年には再度減少となっています。平成 23 年～平成 24 年に関しては、特に減少割合が大きくなっています。平成 25 年には再び増加となり、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。



〔出典：三重県統計書〕

図 事業所数と従業者数



〔出典：三重県統計書〕

図 製造品出荷額など

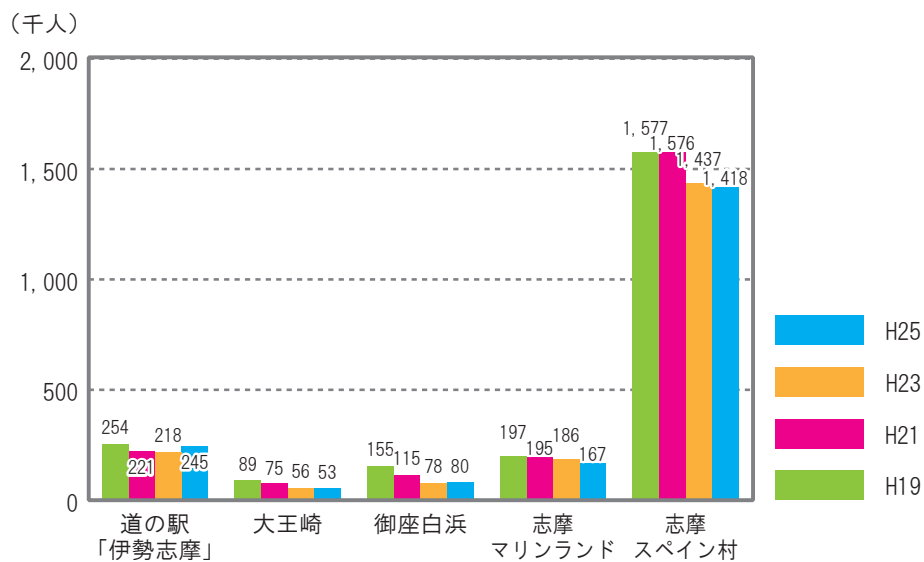
2.3.7 観光

〇市内の観光入込客数は、平成 24 年まで微減傾向にあったものの、平成 25 年には増加に転じています。増加の理由としては、伊勢神宮の内宮と外宮での遷宮効果によるところが大きいと考えられます。



〔出典：三重県観光統計〕

図 観光入込客数



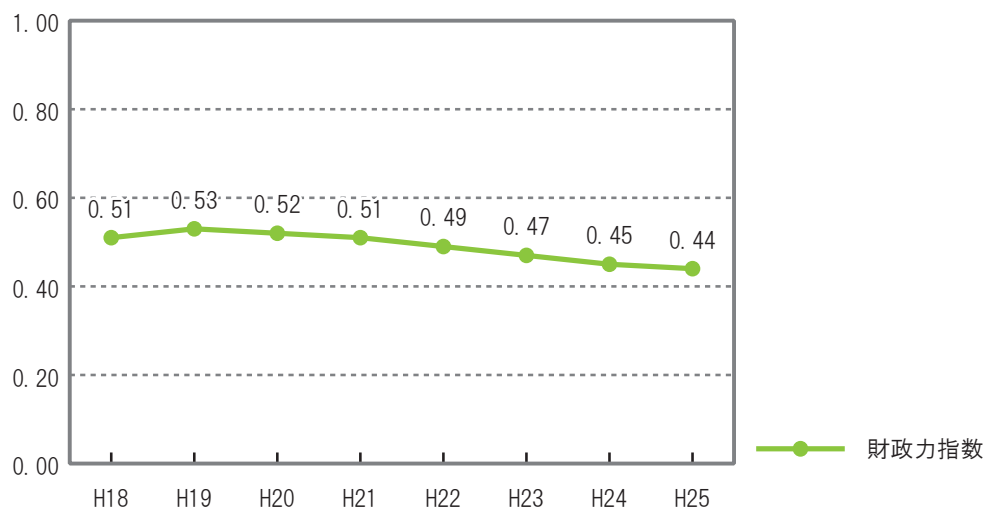
〔出典：志摩市観光振興計画〕

図 観光地別入込客数の推移

2.4 財政状況

2.4.1 財政力指数

○財政の余力を示す財政力指数（自治体の収入 / 支出）は、平成 25 年度値で約 0.44 となっており、この値は三重県内の 29 の市町のうち、20 番目となっています。



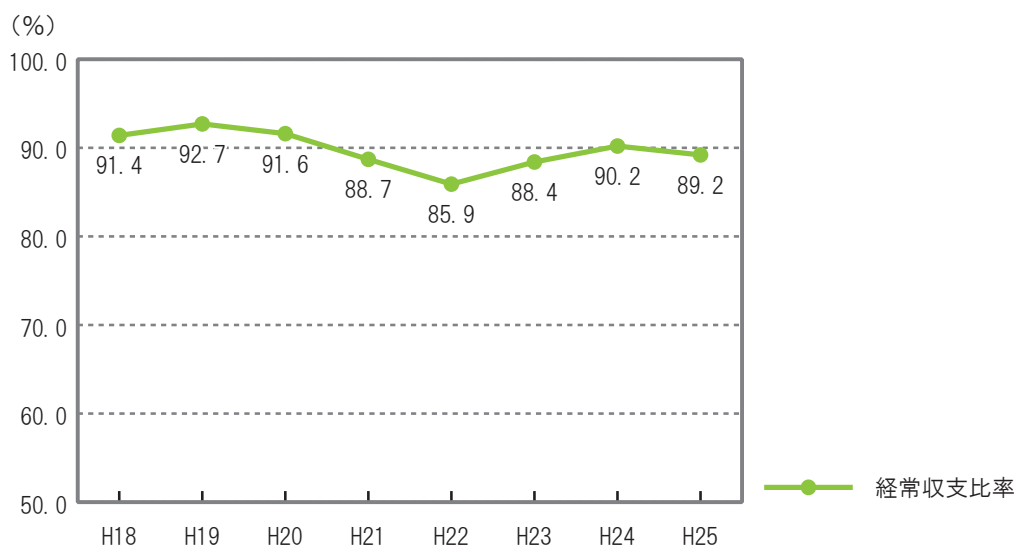
〔出典：市町村別決算状況調（総務省）〕

図 財政力指数

2.4.2 経常収支比率

○県税や地方交付税など使い道が自由な一般財源に対する、必ず支出しなければならない経費の割合をあらわす経常収支比率は、平成 25 年値で 89.2%となっています。この値は三重県内の 29 の市町のうち、10 番目に高い値となっています。

○一般的に 80%までが適正值とされ、財政状況はきわめて厳しい状況にあります。

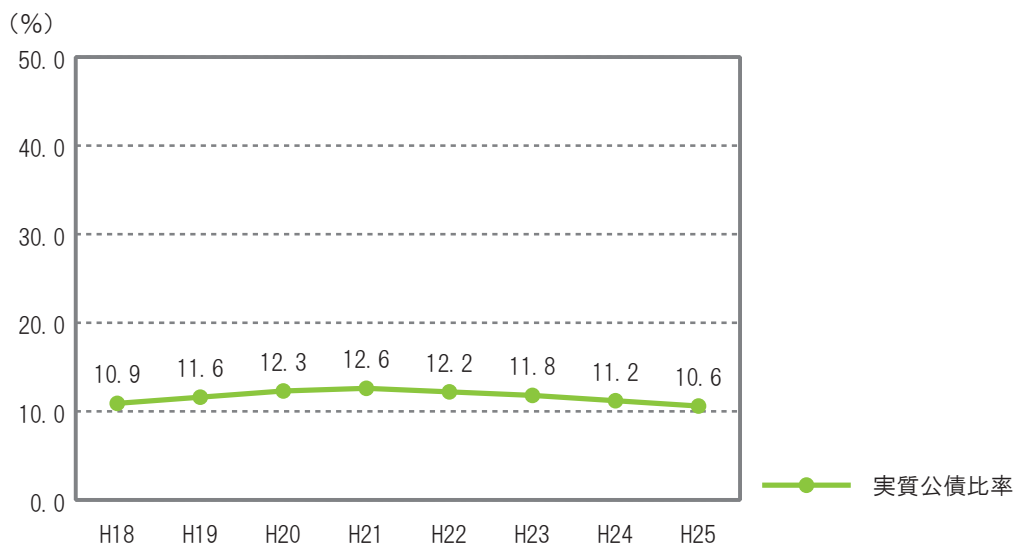


〔出典：市町村別決算状況調（総務省）〕

図 経常収支比率

2.4.3 実質公債比率

○自治体の収入に対する負債返済の割合を示す実質公債比率は、平成 25 年値で 10.6%となっています。この値は三重県内の 29 の市町のうち、9 番目に高い値となっています。

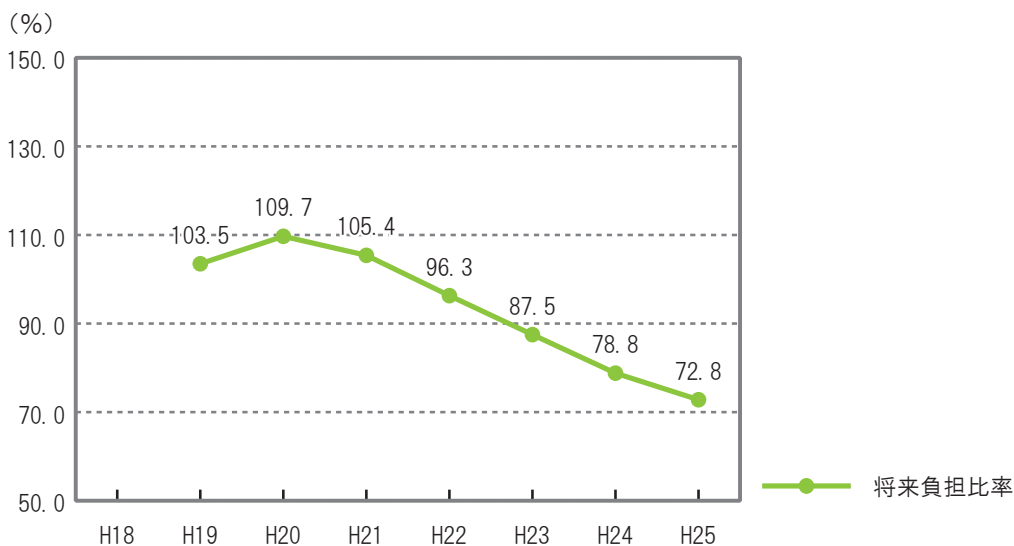


〔出典：市町村別決算状況調（総務省）〕

図 実質公債比率

2.4.4 将来負担比率

○自治体が将来負担する必要がある実質的な負債額が、その自治体の財政の大きさに占める割合を示した将来負担比率は、平成 25 年値で 72.8%となっています。
○この値は三重県内の 29 の市町のうち、7 番目に高い値となっています。



〔出典：市町村別決算状況調（総務省）〕

図 将来負担比率

3. 用語解説

英数字

・AED

Automated External Defibrillator の頭文字をとったもので、自動体外式除細動器のこと。心停止の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的なショックを与えて正しい心臓のリズムへ戻すことを試みる医療機器。

・ALT

Assistant Language Teacher の頭文字をとったもので、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。

・HACCP

Hazard Analysis and Critical Control Point の頭文字をとったもので、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。

・Iターン、Uターン、Jターン

Iターンは人口還流現象のひとつで、出身地とは別の地方に移り住む、特に都市部から田舎に移り住むことを指す。また、Uターンは地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻る現象であり、Jターンは地方から大都市へ移住した者が、生まれ故郷の近くの、小規模地方大都市圏や、中規模な都市に戻り定住する現象。

・ICT

Information and Communication Technology の頭文字をとったもので、情報や通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどに関連する科学技術の総称。IT（情報技術）のほぼ同義語。

・J - ALERT

総務省が整備を進める、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

・JENESYS（青少年交流事業）

Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youths の頭文字をとったもので、21世紀東アジア青少年大交流計画のこと。大規模な青少年交流を通じてアジアの強固な連帯にしっかりとした土台を与えるとの観点から、日本政府により進められている事業。

・Lアラート（公共情報commons）

安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤。地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効率的な情報伝達が可能になる。全国の情報発信者が発信した情報は地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になる。

・一次救急、二次救急、三次救急

一次救急は軽症患者（帰宅可能患者）に対する救急医療を指し、二次救急は中等症患者（一般病棟入院患者）に対する救急医療を指し、三次救急は重症患者（集中治療室入院患者）に対する救急医療を指す。

・3R

3Rは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字をとったもので、Reduceは、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるようにものを製造・加工・販売すること、Reuseは、使用済みになってもその中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること、Recycleは、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することを指す。

・2次交通網

目的地に赴くにあたって複数の交通機関等を使用する場合の、2種類目の交通機関のことを差す。特に観光に際しては、鉄道や路線バスは重要な交通手段となっている。

・6次産業化

第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけでなくとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業にまで踏み込むこと。

あ行

・青色防犯パトロール

自主防犯ボランティアのうち、青色の回転灯を装備した自動車を用いて行われる防犯パトロールのこと。

・伊勢志摩サミット

サミットとは、日・米・英・仏・独・伊・加・露 8 か国の首脳並びに欧州理事会議長及び欧州委員会委員長が参加して毎年開催される首脳会議。2016 年に、日本が 6 回目の議長国として、三重県伊勢志摩地域でサミットを開催する予定。

・インバウンド観光

一般的に、海外から日本を訪れる外国人の旅行を指す。

・エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたのこと。

か行

・環境共生型社会

地球環境および周辺環境に十分な配慮を行い、自然と調和した社会資本整備などに取り組むことによる、人間と自然が調和した社会のこと。

・緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道・一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路をいい、志摩市では第 1 次～第 3 次までが設定されている。

※参考 志摩市の主な緊急輸送道路（区間名を除く）

○第 1 次：一般国道 167 号、一般国道 260 号、（主）伊勢磯部線

○第 2 次：（主）浜島阿児線

○第 3 次：（主）南勢磯部線、（主）磯部大王線、など

・交通弱者

運転免許を持たない、あるいは持てない、または自家用の交通手段を持たない年少者・身体障がい者・高齢者など、自らの移動を公共交通機関に頼らざるを得ない人のこと。

・子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいう。主な要点は、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、認定子ども園の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実。子ども・子育て会議の設置など。

さ行

・再生可能エネルギー

「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない。

・里海学舎

志摩市の豊かな自然環境の素晴らしさや、それに根ざした産業についての学びや体験（＝里海ツーリズム）の場となる施設（自然体験施設や歴史民俗資料館、観光施設、研究施設、教育施設）等をネットワーク化したもの。

・里海ツーリズム

里海志摩の観光資源の魅力（＝価値）を伝え、豊かな自然環境の素晴らしさや、その自然環境に根ざした産業などについて学び・体験できる一連の観光事業のこと。

・資源管理型漁業

地域や魚種ごとの資源状態に応じた資源管理を機動的に行うことで過度な競争や乱獲を防ぐとともに、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減などを図ることにより、将来にわたって水産資源の維持・増大や漁業経営の安定・発展を目指す漁業のこと。

・志摩ブランド

志摩市の優れた地域資源を認定し、その販売を支援するとともに、情報発信を通じて観光客等の誘致を促し、地域経済の活性化を図ることを目的とする事業。認定の対象は、原則として市内で生産・製造・加工されたもの。

・小地域ネットワーク活動

要援護者一人ひとりに対し、地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、小地域（概ね小学校区）を単位として、保健・医療・福祉の関係者や近隣の人々が協力して展開する見守り活動や援助活動のこと。

・循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うとともに、再使用やリサイクル等を行い、廃棄されるものを最小限に抑え、資源として循環利用する社会のこと。適正な物質循環を可能にする人間社会のあり方を指す。

・人口ビジョン

平成 26 年に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、地方公共団体の人口動向を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。人口ビジョンを基にして、地方公共団体における今後 5 か年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示する「地方版総合戦略」も策定される。

・スポーツツーリズム

スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、そして国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も包含した「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すもの。

・生産年齢人口

人口統計で、生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口を指す。生産年齢人口は、さらに働く意欲のない非労働力人口と働く意欲のある労働力人口に分けられる。また、15 歳未満を年少人口、65 歳以上を老年人口という。

・総合型地域スポーツクラブ

人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子どもから高齢者まで（多世代）、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。文科省のスポーツ振興基本計画では、「全国各市町村に少なくとも 1 つの総合型地域スポーツクラブをおく」としている。

た行

・地域イントラネット

地域の教育、行政、福祉、医療、防災などのサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などの公共施設を高速・超高速で接続するネットワークのこと。

・地域情報化

行政サービスの顧客である住民の情報通信技術（ICT）の活用を促進するための情報化を指す。できるだけ多くの住民が情報通信を利用して必要な行政サービスが受けられるとともに、様々なコミュニティに参加できるようにすることで、地域の活性化と豊かな生活の創造を図るための施策のこと。

・地域包括ケアシステム

高齢者が、例え重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが求められる。

・地方創生

地方の人口減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための一連の施策を指す。「まち・ひと・しごと創生」のキーワードによって具体化され、平成 26 年には「まち・ひと・しごと創生法」が制定されるとともに、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。

・着地型観光

ニーズの多様化に伴って、観光客の受け入れ先（旅行目的地側）が地元ならではのプログラムを企画することで、その土地ならではのスポーツや文化体験を楽しめる観光旅行のこと。

・長期滞在型観光

長期滞在型観光は、団塊世代の大量退職時代を迎え、彼らの長期滞在指向を国内に上手く還流させることで、国内旅行需要拡大や地域の活性化の起爆剤として期待されるものであるとともに、旅行者にとっては地域とのより深い交流により豊かな生活を実現するものであるため、非常に重要なニューツーリズムの1つ。

・定住自立圏構想

市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NP0や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策のこと。

・電子自治体

地方自治体が、行政サービスの向上のためにWeb上で行なっている行政サービスのこと。文書管理システムの電子化など行政事務の効率化や行政情報の電子データによる提供のほか、各種申請や届け出、公共事業や調達の入札、納税などの手続きをインターネット上で行うことによって、市民や事業者の利便性向上と負担の軽減を目指すもの。

・特定空家等

市町村から指導・勧告・命令を受けることになる空家等のこと。空家等対策の推進に関する特別措置法では、次のどれかに該当する空家等を「特定空家等」と定義している。

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

・トレーサビリティ

食品の安全を確保するために、栽培や飼育から加工・製造・流通などの過程を明確にすること。また、その仕組みを指す。

な行

・南海トラフ地震

静岡県の駿河湾から九州沖までの約700kmに渡って延びる海底の溝（トラフ）を震源として起きると想定されている、マグニチュード9クラスの巨大地震のこと。この地震における死者数は最大33万2,000人、被害額は220兆円に達するとの試算も公表されている。

は行

・ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

・バリアフリー

障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた事物および状態を指す用語。

・避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児などの防災施策において、特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人のこと。

・ふるさと給食

地場産物を使った給食献立のこと。子どもたちに旬の食材や地域の産物を使用した献立の給食を摂ってもらうことで、地域の産物・旬の食べ物などについて学ぶ事を目的としたもの。

・ヘイトスピーチ

人種、宗教、性的指向、性別、思想、障がい、職業などに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱し、さらには他人をそのように煽動する言論等を指す。

ま行

・マイナンバー制度

行政の効率化・国民の利便性向上・公平公正な社会の実現のために、住民票を有する人全てに1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。

・御食つ国

海の幸に恵まれた志摩地方は、古来、朝廷の食料に海産物を献上する国（＝御食つ国）として知られていた。また、万葉集では、「御食つ国」が志摩の枕詞として使われている。

や行

・ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

・予防医療

医療を健康維持・増進、病気の予防という視点から包括的に捉え直し、私たち一人ひとりが今、何をすべきかという行動指針となる考え方のこと。

- 1次予防：食生活など生活習慣を改善し、適度な運動によって健康的な身体を維持したり、予防接種を受けるなどして、病気を未然に防ぐこと
- 2次予防：定期検診や検査などで早期に病気を発見することにより、病気の早期治療に取り組むこと
- 3次予防：病気になっても適切な治療などにより病気の増悪防止に努めたり、リハビリテーションにより、病気の回復や再発防止をはかること

ら行

・ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

・リノベーション

英語で革新、刷新、修復を意味する「renovation」は、既存の建物に大規模な工事を行うことで、性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすることをいう。リフォームがマイナスの状態のものをゼロの状態に戻すための機能の回復という意味合いに対して、リノベーションはプラスαで新たな機能や価値を向上させることを意味する。

わ行

・ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。



志 摩 市

第2次志摩市総合計画 前期基本計画

平成 28 年 3 月

発 行：志摩市

編 集：志摩市政策推進部総合政策課

〒 517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL：0599-44-0205 FAX：0599-44-5252